



市民プール天井止金具の落下事案について

【発表の要旨】

平成 24 年 8 月 25 日（土）市民プール天井部からサッシの止金具が落下する事案が発生しました。市民プールの安全な利用が確保されるまでの間、使用を制限する措置を講じました。

【発表の内容】

1 事案の状況

平成 24 年 8 月 25 日（土）午前 10 時 30 分頃、遠野市民プールで市内スイミングクラブの練習中に、天井部の H 鋼とサッシを接合している止金具（L 型金物：約 5 cm、重さ 50 g）が腐食しプールに落下したことを確認しました。止金具は練習中の小学生の頭部をかすめ水中に落下しましたが、幸いにも児童にケガ等はありませんでした。

事案発生後、指定管理者の遠野施設管理サービスから事故の報告を受け、速やかに、市民プールの安全な利用が確保されるまでの間、使用を制限する措置を講じました。

2 施設の管理状況

市民プールは、開設以来 40 年間多くの市民に利用されてきました。

施設の安全確認は、利用開始前の日常点検のほか、施設及び設備等の改修工事等を定期的 to 実施し、安全な利用に努めてきました。天井部の維持修繕においては、平成 20 年度に鉄骨や止金具等のサビ落とし、防サビ塗装及び外壁の塗装工事を実施しています。

平成 22 年 4 月に発生した運動公園野球場門扉脱落事故を受けての施設の緊急点検では、当該緊急点検が高所を除く各部位の腐食や止め金等の状態の点検方針であったこと、また修繕から間もないという状況もあり、市民プール天井部は点検箇所からは除いていました。同年 7 月に専門業者に委託し、市民プールを含む市民センター及び体育施設の建物基本診断を実施しましたが、市民プールにおける緊急を要する修繕の指摘はありませんでした。

東日本大震災発災時には、壁面のモルタル等の崩落があったため補修工事を実施しており、以降、天井部の目視点検を実施し日常の管理に努めてきました。また、市民プールを含む市民センター施設の劣化状況の調査と耐震補強及び大規模改修設計業務委託料を今年度当初予算に計上し、発注事務を進めていたところでした。

3 今後の対応

利用者の安全が確保されるまでの間は、使用制限措置（施設内立入禁止措置）を継続することとし、早急に市民プール天井部を中心に施設の腐食状況の総点検を実施し、点検結果に基づいた改修工事を実施いたします。

使用制限措置の間は、市民プール利用者に対し、代替施設として市内小学校の屋内プールを土曜日及び日曜日に開放し、市民の利用に対応してまいります。

| | |
|----|---|
| 担当 | 遠野市民センター 市民協働課（澤村） 電話 0198-62-4411（内線 204） |
|----|---|

【落下した止金具及び場所】

